

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（山梨県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.31%	9.46%	10.81%	10.97%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,399円	5,486円	6,269円	6,362円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,330円	6,432円	7,350円	7,459円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,261円	7,378円	8,431円	8,556円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,192円	8,324円	9,512円	9,653円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,123円	9,270円	10,593円	10,750円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,682円	9,838円	11,242円	11,408円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,241円	10,406円	11,891円	12,067円
8	118,000	114,000	～ 122,000	10,985円	11,162円	12,755円	12,944円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,730円	11,919円	13,620円	13,822円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,475円	12,676円	14,485円	14,699円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,220円	13,433円	15,350円	15,577円
12	150,000	146,000	～ 155,000	13,965円	14,190円	16,215円	16,455円
13	160,000	155,000	～ 165,000	14,896円	15,136円	17,296円	17,552円
14	170,000	165,000	～ 175,000	15,827円	16,082円	18,377円	18,649円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,758円	17,028円	19,458円	19,746円
16	190,000	185,000	～ 195,000	17,689円	17,974円	20,539円	20,843円
17	200,000	195,000	～ 210,000	18,620円	18,920円	21,620円	21,940円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,482円	20,812円	23,782円	24,134円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,344円	22,704円	25,944円	26,328円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,206円	24,596円	28,106円	28,522円
21	280,000	270,000	～	26,068円	26,488円	30,268円	30,716円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.46%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.84%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～